

たけさこ整形外科指定通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)運営規定

(事業の内容)

第1条 医療法人享由会たけさこ整形外科が開設する、たけさこ整形外科通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション) (以下「事業所」という)が行なう、通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士、作業療法士が、要介護状態にある高齢者に対し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものである。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

(1)医師 1名 (管理者と兼務)

・医師は事業所の管理、業務の管理を一元的に行うと共に、自らも事業所の通所者の診察も行う。

(2)看護職員 1名 (診療所と兼務)

・看護職員は、事業所においてリハビリテーションの提供にあたる。

(3)理学療法士 8名 作業療法士 1名(診療所と兼務)

・理学療法士は、事業所においてリハビリテーションの提供にあたる。

(3)介護職員 3名以上

・介護職員は、事業所において看護職員と共にリハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 : 月曜日から土曜日とする。但し、祝日・8月15、16日・12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 : 午前8時30分より午後5時00分までとする。

(事業所の利用定員)

第5条 通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)事業所の利用定員は、1単位40名で1単位までの40名以内とする。

(通所リハビリテーションの内容及び利用料)

第6条 当通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、要介護者が当通所リハビリテーションを利用した場合の利用料金の額は、厚生大臣の定める基準のよるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。尚、食費(食材、光熱、人件費)として 1食500円 ご負担頂きます。

※各加算は次の通りです。

リハビリマネージメント加算(Ⅰ)	1月につき(月4回以上の利用があった場合に加算)	
リハビリマネージメント加算(Ⅱ)	同意日の属する日から6月以内/1月につき	
	同意日の属する日から6月超 /1月につき	
短期集中個別リハビリ実施加算	退院日又は認定日から起算して3月以内/1日につき	110単位/日
入浴介助加算	適切な介助が出来る場合	40単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	勤続3年以上の職員を全体の30%以上配置している	

(予防通所リハビリテーション)

・予防通所サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1

・予防通所サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援2

[内容]

・理学療法 : 牽引治療、電気治療各種、温熱療法、理学療法士による運動療法

・レクリエーション : その他利用者の心身機能の回復を図るリハビリテーション

(通常の事業の実施地域)

第7条 諫早市(小長井町、高来町、森山町、を除く)、長崎市(つつじヶ丘、中里町、古賀町のみ) 大村市(三浦地区)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 当該通所リハビリテーション事業所はサービス利用にあたって、利用者又はその家族に対してサービスの内容等の説明を十分に行い、同意を得なければならない。

(非常災害対策)

第9条 事業者は非常災害に際し、必要な具体的計画の策定、非難、救出訓練の実施等万全の対策を期さなければならない。消防計画の策定及びこれに基づく消防義務の実施は、防災管理者を置きその者に行わせることとする。

(苦情処理に関する事項)

第10条 相談・苦情の受付

(1) 当事業所における相談・苦情窓口

担当者 : 竹迫 久享(管理者)、西平 久佳(主任)

電話番号 : 0957-43-5615 FAX : 0957-43-5578

(2) 当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口に苦情を伝える事が出来ます。

諫早市役所 高齢介護課 電話 0957-22-1500

国民健康保険団体連合会 介護課 電話 095-826-1599

(3) 苦情があった場合、利用者、必要に応じてその家族と面談をし、事実を確認します。

(4) 苦情を受けた翌日までに対応の具体的な方針を定め、苦情担当者が利用者、必要に応じてその家族に説明をします。

(5) 苦情の記録は、台帳に記載し再発防止に役立ちます。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業者は看護職員その他従業員の質的向上を図る為、定期的に研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

(2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。

第12条 事故発生時の対応及び、緊急時の対応方法は、別表にて揭示。

第13条 高齢者虐待防止のための指針は別表にて揭示。

(事業所の名称等)

第13条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 事業所住所 : 長崎県諫早市多良見町化屋 1100-7

(2) 事業所名称 : たけさこ整形外科通所リハビリテーション

(3) 管理者 竹迫 久享

附則

この規程は、令和6年5月1日より適用